

養蜂振興法施行細則をここに公布する。

平成25年11月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第59号

養蜂振興法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、養蜂振興法（昭和30年法律第180号。以下「法」という。）の施行について、養蜂振興法施行規則（昭和30年農林省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(飼育の届出)

第2条 法第3条第1項の規定による届出は、蜜蜂飼育届（第1号様式）により行うものとする。

2 法第3条第3項の規定による届出は、蜜蜂飼育変更届（第2号様式）により行うものとする。

(転飼の許可の申請)

第3条 法第4条第1項の許可の申請は、蜜蜂転飼許可申請書（第3号様式）により行うものとする。

(身分を示す証明書)

第4条 法第9条第2項の証明書は、第4号様式によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所
 氏 名 ㊟
 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
 及び代表者の氏名）
 電話番号（ ） —
 携帯電話番号

養蜂振興法第3条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 の 場 所	飼育蜂群数	蜜蜂の種類	蜜源植物

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 の 場 所	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育の期間	蜜蜂の種類	蜜源植物
		月 日から 月 日まで		
		月 日から 月 日まで		
		月 日から 月 日まで		
		月 日から 月 日まで		

- 注意 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 2 飼育状況は、1月1日現在の状況を記入してください。なお、1月1日現在で蜜蜂を飼育していない場合は、飼育蜂群数の欄に0と記入してください。
 3 飼育計画は、1月1日から12月31日までの計画を記入してください。
 4 飼育の場所は、字及び地番まで記入してください。

蜜 蜂 飼 育 変 更 届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

㊞

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）

電話番号（ ） -

携帯電話番号

養蜂振興法第3条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏名又は住所（法人にあっては、名称又は主たる事務所の所在地）

	氏 名	住 所
変更前		
変更後		

2 年蜜蜂飼育計画

	飼育の場所	飼育予定最大 計画蜂群数	飼育の期間	備考
変更前			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
変更後			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

注意 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 飼育の場所は、字及び地番まで記入してください。

香 川 県 証 紙 欄
（消印してはならない。）

蜜 蜂 転 飼 許 可 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名）
 電話番号（ ） —
 携帯電話番号

次のとおり転飼したいので、養蜂振興法第4条第1項の許可を申請します。

転飼しようとする場所	転飼しようとする場所 の土地の所有者その他 の権原を有する者の住 所及び氏名	最大計画 蜂 群 数	転飼の期間	飼 育 者 の 住所及び氏名
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	
			月 日から 月 日まで	

- 注意
- 1 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。
 - 2 転飼しようとする場所は、字及び地番まで記入してください。
 - 3 次の書類を添付してください。
 - (1) 転飼しようとする場所で転飼を行うことについて申請者が権原を有することを証する書類
 - (2) 転飼しようとする場所の位置を表示した付近見取図

第4号様式（第4条関係）

(表)

← 9センチメートル →

		第 号
写 真	身 分 証 明 書	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

香川県知事 印

5.5センチメートル

(裏)

養蜂振興法（抜粋）

（報告及び立入検査）

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（罰則）

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。